

○ 上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令（昭和六十三年大蔵省令第四十号）

改正案	現行
<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が商法第二百十条の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買付けたときは、証券会社に委託等をして行った場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 削る（</p>	<p>（報告書の提出を要しない場合）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この号及び第六号において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社の従業員を含む。以下本号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が商法第二百十条の規定に基づき買付けていた株券以外のものを買付けたときは、証券会社に委託等をして行った場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。次号において同じ。）</p> <p>三～五 （略）</p> <p>六 <u>前二号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。</u></p>

六十三

2| 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権（法第五十九条第二項に規定する議決権をいう。以下この項及び次項において同じ。）の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

二 前号の会社が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する場合における当該他の会社

3| 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社

二 上場会社等に対する前事業年度における他の会社の売上高が当

1| 上場会社等が他の会社の総株主又は総社員の議決権の百分の二十五以上の議決権を保有する場合における当該他の会社

2| 上場会社等に対する前事業年度における他の会社の売上高が当該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社

3| 上場会社等からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上の場合における当該他の会社

七十三（略）

（新設）

（新設）

該他の会社の売上高の総額の百分の五十以上の場合における当該  
他の会社

三 上場会社等からの前事業年度における他の会社の仕入高が当該  
他の会社の仕入高の総額の百分の五十以上の場合における当該他  
の会社